

高性能 & 簡単測定  
アルコール検知器  
アルコール検知器協会認定品  
FALC21  
FUGOsmart  
0120-25-1175 (9時~17時)

Japan Trucking Association **JTA** 広報 **とらつく**  
since 1953

毎月1日・15日発行  
**4月5日号**  
発行所 公益社団法人 全日本トラック協会  
〒160-0004 東京都新宿区四谷三丁目2番地5  
全日本トラック協会会館  
☎ (03) 3354-1029 (総務部広報室)  
https://jta.or.jp



加藤勝信新会長⑥と坂本克己全ト協会長⑦、鶴田浩久国土交通省物流・自動車局長

## 自民党トラック議連

自由民主党トラック輸送振興議員連盟は4月3日、同連盟総会を開催した(詳細2面)。

**「政・官・業」三位一体となった議連が開催**

**新会長に加藤勝信氏を選任**

**荷主企業所管の経産省・農水省も全力投球**

**それを約束させた意義ある議連**

# 2030年に向けて力強い一歩を踏み出す!!

図1 「標準的な運賃」と「標準運送約款」のポイント

**1. 荷主等への適正な転嫁**

<運賃水準の引上げ幅を提示>

- 運賃表を改定し、平均約8%の運賃引上げ(運賃)
- 運賃表の算定根拠となる原価のうちの燃料費を120円に変更し、燃料サーチャージも120円を基準価格に設定(運賃)

<荷待ち・荷役等の対価について標準的な水準を提示>

- 現行の待機時間料に加え、公共工事設計労務単価表を参考に、荷役作業ごとの「積込料・取卸料」を加算(運賃)

待機時間料	1,760円
積込料・取卸料	2,180円
手荷役の場合	2,100円

※金額は1台16中型車(4195X)の場合の30分間の標準

- 荷待ち・荷役の時間が合計2時間を超えた場合は、割増率5割を加算(運賃)
- 標準運送約款において、運送と運送以外の業務を別の章に分離し、荷主から対価を受取る旨を明記(約款)
- 「有料道路利用料」を個別に明記するとともに、「運送申込書/引受書」の雛形にも明記(運賃)(約款)

**2. 多重下請構造の是正等**

<「下請け手数料」(利用運送手数料)の設定等>

- 「下請け手数料」(運賃の10%を別に収受)を設定(運賃)
- 元請運送事業者は、実運送事業者の商号・名称等を荷主に通知することを明記(約款)

<契約条件の明確化>

- 荷主、運送事業者は、それぞれ運賃・料金を記載した電子書面(運送申込書/引受書)を交付することを明記(約款)

**3. 多様な運賃・料金設定等**

<「個建運賃」の設定等>

- 共同輸配送等を念頭に、「個建運賃」を設定(運賃)

<その他>

- リードタイムが短い運送の際の「速達割増」(逆にリードタイムを長く設定した場合の割増)や、有料道路を利用しないことによるドライバーの運転の長時間化を考慮した割増を設定(運賃)
- リードタイムが短い運送の際の「速達割増」(逆にリードタイムを長く設定した場合の割増)や、有料道路を利用しないことによるドライバーの運転の長時間化を考慮した割増を設定(運賃)
- 現行の冷蔵・冷凍車に加え、海上コンテナ輸送車、ダンプ車等5車種の特殊車両割増を追加(運賃)
- 中止手数料の請求開始可能時期、金額を見直し(約款)
- 運賃・料金等の店頭掲示事項について、インターネットによる公表を可能とする(約款)

(国土交通省資料)

図2 「流通業務総合効率化法」「貨物自動車運送事業法」改正のポイント

**法案の概要**

**1. 荷主・物流事業者に対する規制的措置** 【流通業務総合効率化法】

- ①荷主\*1(発荷主・着荷主)、②物流事業者(トラック、鉄道、港湾運送、航空運送、倉庫)に対し、物流効率化のために取り組むべき措置について努力義務を課し、当該措置について国が判断基準を策定。
- \*1元請トラック事業者、利用運送事業者には荷主に協力する努力義務を課す。また、フランチャイズチェーンの本部にも荷主に準ずる義務を課す。
- 上記①②の者の取組状況について、国が当該判断基準に基づき指導・助言、調査・公表を実施。
- 一定規模以上の事業者を特定事業者として指定し、中長期計画の作成や定期報告等を義務付け、中長期計画に基づく取組の実施状況が不十分な場合、勧告・命令を実施。
- 特定事業者のうち荷主には物流統括管理者の選任を義務付け。
- ※法律の名称を変更。
- ※鉄道建設・運輸機構の業務に、認定「物流総合効率化事業」の実施に必要な資金の出資を追加。(予算)

**2. トラック事業者の取引に対する規制的措置** 【貨物自動車運送事業法】

- 元請事業者に対し、実運送事業者の名称等を記載した実運送体制管理簿の作成を義務付け。
- 運送契約の締結等に際して、提供する役務の内容やその対価(付帯業務料、燃料サーチャージ等を含む。)等について記載した書面による交付等を義務付け\*2。
- 他の事業者の運送の利用(=下請けに出す行為)の適正化について努力義務\*3を課すとともに、一定規模以上の事業者に対し、当該適正化に関する管理規程の作成、責任者の選任を義務付け。
- \*2・3 下請関係に入る利用運送事業者にも適用。

**3. 軽トラック事業者に対する規制的措置** 【貨物自動車運送事業法】

- 軽トラック事業者に対し、①必要な法令等の知識を担保するための管理者選任と講習受講、②国交大臣への事故報告を義務付け。
- 国交省HPIにおける公表対象に、軽トラック事業者に係る事故報告・安全確保命令に関する情報等を追加。

(国土交通省資料)

**1 新たな「標準的な運賃」の告示(3月22日)と新たな「標準運送約款」の施行(6月1日)**

**ドライバーの待遇改善を実現し「自信と誇り」をもてる運送業界に**

トラック運送業については、令和5年6月に政府がとりまとめた「物流革新に向けた政策パッケージ」において、荷待ち・荷役に係る費用、燃料高騰分、下請に発注する際の手数料等も含めて、標準的な運賃が告示されたことにより、改正標準的な運賃や燃料サーチャ

トラック運送業については、令和5年6月に政府がとりまとめた「物流革新に向けた政策パッケージ」において、荷待ち・荷役に係る費用、燃料高騰分、下請に発注する際の手数料等も含めて、標準的な運賃が告示されたことにより、改正標準的な運賃や燃料サーチャ

ドライバーの待遇改善を実現し「自信と誇り」をもてる運送業界に

トラック運送業については、令和5年6月に政府がとりまとめた「物流革新に向けた政策パッケージ」において、荷待ち・荷役に係る費用、燃料高騰分、下請に発注する際の手数料等も含めて、標準的な運賃が告示されたことにより、改正標準的な運賃や燃料サーチャ

**2 「流通業務総合効率化法」「貨物自動車運送事業法」の改正**

**非効率な商慣行の見直しに向けて荷主等に対する規制的措置を導入**

物流の生産性向上を図ることも、物流産業を魅力ある職場とするためにも、あらゆる手段を通じて、トラックドライバーの賃上げ原資の確保に向けて取り組むとしている。

国交省では、今後、関係省庁・産業界とも連携し、標準的な運賃の実効性の確保に努めるとともに、あらゆる手段を通じて、トラックドライバーの賃上げ原資の確保に向けて取り組むとしている。

非効率な商慣行の見直しを行う必要がある。こうしたことから、政府は今年2月13日に「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(流通業務総合効率化法)及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律案」を閣議決定し、国会での成立を目標として、議論が進められている。

法案の概要は図2の通りで、荷主等に対して物流効率化に向けた取り組みを義務付けるとともに、元請事業者にも多重下請構造の是正に向けた取り組みを義務付ける。

都市内輸送に加え、都市間の長距離輸送にも **天然ガストラック**を

日本ガス協会では、物流の大動脈である都市間の長距離輸送と、都市内輸送の両面から、天然ガス自動車の普及拡大を進めています。特に都市間輸送に大型天然ガストラックが導入されることは、高いCO<sub>2</sub>削減効果が図れ、石油系燃料に依存する運輸部門のエネルギーセキュリティや環境性、経済性の向上も可能にします。

都市間輸送の環境改善に貢献する、**大型天然ガストラック**

NGV=天然ガス自動車(Natural Gas Vehicle)

写真提供: いすゞ自動車株式会社

一般社団法人 日本ガス協会 〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-15-12 TEL:03-3502-0215 https://www.gas.or.jp/ngvj/

御社の基幹システムへのご構想、実現に向け、お聞かせください。

**運輸業 経営管理 システム**

長年にわたりお付き合いを賜っております運輸業経営のユーザー様方から、ご相談とご要望を拝読し、貴重なご助言も頂戴しながら、導入時のヒヤリングから運用時のサポートを通して積み重ねたノウハウをもって、各社様ごとに弊社パッケージシステムをカスタマイズいたし、基幹システムとしてご活用いただいております。

38th Anniversary

TSC 東和サン ソフトクリエイティブ株式会社 〒113-0033 東京都文京区本郷3丁目19番4号 本郷大園ビル4階 TEL:03-3818-1541 FAX:03-3818-1546 http://www.towasan-soft.co.jp



2024年度 トラック運送業界はこう変わる

「高速道路での最高速度引上げ」「高速道路料金深夜割引見直し」など

2024年度を迎えた4月1日から、トラック運送業界を取り巻く環境が変わっている。ここでは、新年度から変わるトラック関係の主な事項についてまとめた。

高速道路での大型トラック等の最高速度引上げ(4月1日)

時速80キロから90キロに引上げ 長時間労働削減への取り組みを加速

「物流革新に向けた政 策パッケージ」(5年6月2日)我が国の物流の革新に関する関係閣僚会...



図1 深夜割引の見直しのポイント

- 深夜割引の適用時間帯に走行した分の3割引
深夜割引の適用時間帯を現行の0時~4時から22時~翌5時に拡大
長距離利用者の負担軽減措置として、400km超の長距離運送を拡充

高速道路料金の深夜割引の見直し(令和6年度中、時期未定)

適用時間帯を22時~翌5時に拡大 長距離運送の拡充も

現在、高速道路料金の深夜割引は、0時から4時までの間に高速道路をETCで通行する車両を対象に、3割引としている。

輸送安全規則の解釈および運用の一部改正(4月1日)

中間点呼への遠隔点呼導入と改善基準告示適用を反映

国土交通省は3月29日、通達「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正を公布し、4月1日から施行した。

電磁的記録による修了証明書発行も可能に(3月29日)

運行管理者講習のデジタル化推進

国土交通省は3月29日、「旅客自動車運送事業運行規則」に基づく運行の管理に関する講習の認定に...

外国人特定技能制度の対象分野に「自動車運送業」を追加(3月29日)

試験に合格した外国人を特定技能1号として受け入れ可能に

政府は3月29日、特定技能の在留資格に係る制約の運用に関する基本方針等を変更し、特定技能の対象分野に「自動車運送業」を追加することを閣議決定した。

運行管理者講習のデジタル化推進

国土交通省は3月29日、「旅客自動車運送事業運行規則」に基づく運行の管理に関する講習の認定に...

『点検整備ハンドブック』を作成
『点検整備ハンドブック』を作成した。このハンドブックは、点検整備のポイントを分かりやすく解説したものである。

全ト協協行事予定(4月5日~30日)
4月11日 全国事務理事務連絡会議
4月12日 第6回交代新技術対話小委員会
4月17日(土) 第6回交代新技術対話小委員会
4月18日 令和6年度新規採用職員研修意見交換会
4月18日 第9回道路委員会

『ニューズ・ターミナル』(含公刊)
『ニューズ・ターミナル』(含公刊)は、トラック業界の最新情報を提供するためのプラットフォームです。

『制度導入の目的』
『制度導入の目的』は、労働環境の改善と業務効率の向上を図ることです。

『認定取得のメリット』
『認定取得のメリット』は、求職者が容易に労働環境を改善できることです。

第25回「北海道八雲町『上の湯温泉』」
詩本草人のぶらり旅
友人2人と連れ立って、久しぶりに訪れた函館。函館山の山頂展望台から見る景色は圧巻でした。

あなたは解ける!!
ヨコのカギ
タテのカギ
クロスワードを解いて二重枠に入った文字をAから順に並べてできる言葉は何でしょうか?

「二ユース・ターミナル」(トラック協会「二ユース」)

第47回「貨物自動車運送事業安全性評価委員会」

2024年度Gマーク制度 実施概要等を承認

3月12日、第47回「貨物自動車運送事業安全性評価委員会」(委員長・野尻俊明)が開会された。



第47回貨物自動車運送事業安全性評価委員会(3月12日、全ト協)

3月12日、第47回「貨物自動車運送事業安全性評価委員会」(委員長・野尻俊明)が開会された。

同日時点でGマーク認定事業者は、2万8895事業所(前年度比0.6ポイント増、全事業所

の意見交換会を東京都千代田区の自民党本部にて開催した。

今回の意見交換会には、全ト協から青年部会正副部長に加え、坂本克己会長、平島竜二京都府トラック協会会長を含む9人が出席。自民党青年部からは、鈴木局長が筆頭に10人が参加した。

全日本トラック協会は、今年4月から適用されている改正改善基準告示等を反映した「トラック運送事業のたのめ」のわかりやすいモデル就業規則2024(写

「トラックの日」ポスターデザインコンテストを開催

応募締切5月31日

「トラックの日」ポスターデザインコンテストを開催

「トラックの日」ポスターデザインコンテストを開催

「トラックの日」ポスターデザインコンテストを開催

「トラックの日」ポスターデザインコンテストを開催

令和4年度出捐金事業実績の評価を決定

運輸事業振興助成交付金出捐金事業評価委員会

都道府県ト協 国交省近畿運輸局大阪運輸支局の街頭活動に協力

近畿トラック協会

物流2024年問題 解決に向けた共同宣言式

山口県トラック協会

物流2024年問題 解決に向けた共同宣言式

山口県トラック協会



令和5年度のグランプリ作品

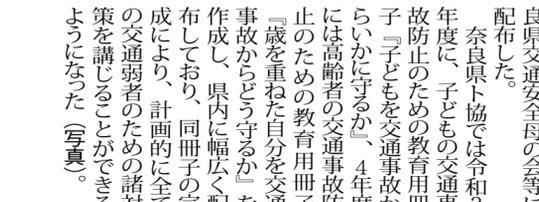
「トラックの日」ポスターデザインコンテスト



「競技のポイントの解説」ビデオ

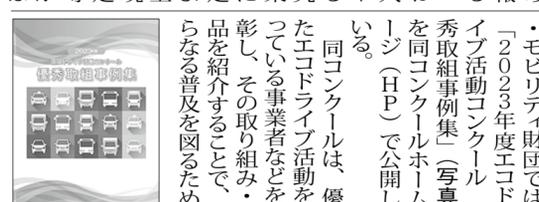
「トラックの日」ポスターデザインコンテスト

「トラックの日」ポスターデザインコンテスト



「マイスタードライバー」認定証(右上)とトラックへの貼付例

愛知県トラック協会



奈良県トラック協会「教育用冊子『自転車事故を防ぐには?』を制作」

奈良県トラック協会

奈良県トラック協会

マルバツ 法令クイズ 曲がり角・カーブ編

(解答は9面)





# 全ト協 令和6年度トラック関係施策に関する要望と結果

政府は令和5年12月22日、令和6年度税制改正大綱を閣議決定した。また、令和6年3月28日には、令和6年度予算が成立した。全ト協からの令和6年度トラック関係施策に関する要望と結果は下表の通り。

## 令和6年度トラック税制改正関連要望事項と税制改正大綱の主な内容

要望事項	令和6年度税制改正大綱(令和5年12月22日閣議決定版)の内容
<b>●税制改正関連要望事項</b>	
1. 自動車関係諸税の簡素化・軽減等	
(1)自動車関係諸税の簡素化・軽減	・自動車関係諸税の見直しについては、「日本の自動車戦略やインフラ整備の長期展望を踏まえるとともに、[2050年カーボンニュートラル]目標の実現に向けた積極的な貢献、モビリティ産業の発展に伴う経済的・社会的な受益者の広がりや保有から利用への移行等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、受益と負担の関係も含め、公平・中立・簡素な課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。また、利用に応じた負担の適正化等に向けた具体的な制度の枠組みについて次のエコカー減税の期限到来時までに検討を進める」とされた。
(2)自動車関係諸税における営自格差の拡充	・自動車税における営自格差の見直しについては、言及されなかった。
(3)自動車重量税の道路特定財源化	・自動車重量税の道路特定財源化については、言及されなかった。
2. 特例措置の延長	
(1)物流総合効率化法に基づく特例措置の延長	・適用要件を見直した上で、適用期限が2年延長された。
(2)少額資産即時償却の延長	・適用要件を見直した上で、適用期限が2年延長された。
(3)地方拠点強化税制の延長	・適用要件を見直した上で、適用期限が2年延長された。
(4)中小企業向け賃上げ促進税制の延長	・適用期限が3年延長された。 ・措置内容を見直し、最大控除率が現行の40%から45%に引き上げられた。 ・新たに繰越控除制度を創設し、控除限度上限額を5年間繰越できることとされた。
3. トラック協会が運営する地域防災・災害対策関連施設等について固定資産税の軽減措置の適用	・固定資産税の軽減措置の適用については、言及されなかった。

## 令和6年度トラック関係施策に関する要望と令和5年度補正予算の内容

要望事項	令和5年度補正予算の主な内容
<b>●道路関係要望事項</b>	
1. 高速道路料金徴収期限の延長を踏まえた利便性向上策の推進	令和5年度補正予算 ○令和5年度補正予算については、下記の通り、令和5年11月29日に成立した。 物流革新緊急パッケージ関係として、総額で一般331億円、エネ特409億円、財政投融资200億円が措置された。 ①物流革新緊急パッケージ関係予算(物流・自動車局)(159億円) ②物流効率化に向けた先進的な実証事業(55億円)＜経産省事業＞ ③物流2024年問題への対応のうち物流革新に向けた生鮮食料品等サプライチェーン緊急強化総合対策(25億円)＜農水省事業＞ ④港湾の生産性向上に資する技術開発の推進(1.9億円) ⑤商用車の電動化促進事業(409億円)＜環境省・経産省連携事業＞ ⑥サステナブル倉庫モデル促進事業(61億円の内数)＜環境省連携事業＞ ⑦高速道路料金の大口・多頻度割引の拡充措置の延長(78億円)
2. 高速道路料金等の引下げ	
3. 物流基盤の整備	
4. その他諸施策の推進	
<b>●予算・施策関係要望事項</b>	
1. 「物流の2024年問題」解決に向けた支援	
2. 燃料価格高騰への支援	
3. 環境・交通安全対策に係る支援	
4. 施策要望	

## 令和6年度トラック関係施策に関する要望と令和6年度予算の内容

要望事項	令和6年度予算の主な内容
<b>●道路関係要望事項</b>	
1. 高速道路料金徴収期限の延長を踏まえた利便性向上策の推進	令和6年度予算(物流・自動車関係) ○令和6年度予算については、下記の通り、令和6年3月28日に成立した。 (○トラック運送事業関係) ①荷主対策の深度化に係るフォローアップ(0.3億円) ②トラック運送業における働き方改革の推進(0.78億円) ③自動車運送事業の安全総合対策事業(13.29億円) ④モーダルシフト等推進事業(0.41億円) ⑤災害時等におけるサプライチェーンの確保等による物流施設の災害対応能力の強化(0.11億円) ⑥低炭素型ディーゼルトラック普及加速化事業(29.65億円)＜環境省連携事業＞ ⑦環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業(3.37億円)＜環境省・経産省連携事業＞ ⑧トラック輸送における更なる省エネルギー化に向けた推進事業/新技術活用によるサプライチェーン全体輸送効率化・非化石エネルギー転換推進事業(62億円の内数)＜経産省事業＞ (○道路関係) ①災害時における物流・人流の確保(6,670億円の内数) ※令和5年度補正予算2,551億円を含む ・ミッシングリンク解消や4車線化等の推進、道路等の防災・減災対策の推進等 ②通学路等の交通安全対策の推進(2,722億円の内数) ※令和5年度補正予算210億円を含む ・高速道路の暫定2車線区間の4車線化等の推進等 ③効率的な物流ネットワークの早期整備・活用(4,228億円の内数) ※令和5年度補正予算426億円を含む ・三大都市圏環状道路等の整備推進、安全・円滑な物流等のための道路ネットワーク構築等の推進、ダブル連結トラックによる省人化、SA・PA駐車スペース不足の解消等 ④地域・拠点の連携を促す道路ネットワークの整備(5,799億円の内数) ※令和5年度補正予算2,076億円を含む ・地域・拠点をつなぐ高速道路ネットワークの構築、スマートICの活用等 (○厚生労働省関係) ①働き方改革推進支援助成金(71億円) ②業務改善助成金(8.2億円) ③人材開発支援助成金(訓練関係)(645億円の内数) ④民間企業における女性活躍促進事業(1.9億円) ⑤両立支援等助成金(育児休業等支援コース)(40.2億円) ⑥自動車運転者の労働時間改善に向けた荷主等への対策事業(1.7億円)
2. 高速道路料金等の引下げ	
3. 物流基盤の整備	
4. その他諸施策の推進	
<b>●予算・施策関係要望事項</b>	
1. 「物流の2024年問題」解決に向けた支援	
2. 燃料価格高騰への支援	
3. 環境・交通安全対策に係る支援	
4. 施策要望	




一般・高速道路  
幅広く走行するお客様へ

リトレッドも発売中\*1

## M888

エムハチハチ



高速道路主体のお客様へ

リトレッドも発売中\*2

## ECOPIA M801II

エコピア エムハチマイルイツー

# 安心・安全な走りを追求し、 輸送ビジネスの未来をささえていく。



都市間高速  
観光バスのお客様へ

## ECOPIA R241

エコピア アールニーヨンイチ



輸送効率向上を  
お求めのお客様へ

## GREATEC M829

グレイテック エムハチニョクウ

株式会社ブリヂストン  
[お客様相談室] フリーダイヤル 0120-39-2936  
受付時間: 月～金(土日・祝日および指定休日は除く)9:00～17:00  
<https://tire.bridgestone.co.jp>

\*1.リトレッド商品名はM888Hです。 \*2.リトレッド商品名はM81Cです。



Solutions for your journey

# 「健康職場づくり」事業者訪問

いきいきと働くことのできるトラック運送業界を目指して

## 「心身ともに健康で働き続けられる会社」に健康経営と休み方改革の両輪で対策推進

従業員が健康で長く働くことのできる職場づくりは、会社の事業を継続していくための最も重要な取り組みのひとつであるといえます。しかしながら、近年我が国において過労死等が多発して大きな社会問題となっているなど、職場におけるメンタルヘルス対策や、過重労働による健康障害防止対策

従業員が健康で長く働くこと、は、重要な課題となっています。そこで、本企画では、「健康職場づくり」に積極的に取り組んでいるトラック運送事業者の事例などを紹介していきます。

今回は、茨城県水戸市の株式会社トレンディ茨城(伊藤忠士代表取締役社長)における取り組みです。

### 第24回 株式会社トレンディ茨城(茨城県水戸市)

6人の従業員が連続してインフルエンザに感染 輸送維持を図るため健康づくりに着手



伊藤 忠士 代表取締役社長



谷 寛子 常務取締役

(株)トレンディ茨城は、乳製品や清涼飲料水のカーゴ配送のほか、学校給食や寝具・リネンなどを茨城県内を中心に輸送する運送会社である。

同社が従業員の健康づくりに取り組んだのは、平成27年冬に発生したインフルエンザの社内での流行だった。この年、同社ではドライバーなど6人の従業員が連続してインフルエンザに感染した。当時同社では、健康飲料「ヤクルト」製品の配送などを行っており、ヤクルトを輸送する冷蔵車にはヤクルトの広告を掲げている



同社では、健康飲料「ヤクルト」製品の配送などを行っており、ヤクルトを輸送する冷蔵車にはヤクルトの広告を掲げている

は、定められた配送ルートで特定のドライバーが毎日輸送しており、担当のドライバーが休んでしまうとそのルートの輸送が止まってしまう状態であった。複数のドライバーが立て続けに罹患したことで、同社の輸送業務が滞ってしまった。これをきっかけに、持続可能な物流や事業継続は、従業員の健康が基本にあることを認識したという。また同社では、健康飲料「ヤクルト」製品の配送などを行っており、ヤクルトを輸送する冷蔵車にはヤクルトの広告を掲げている



30年前から実施しているラジオ体操。現在では、毎朝8時半に在社する全従業員が参加している

さらに同社では、協会けんぽ茨城支部「健康づくり推進事業所」認定を受けている。これをきっかけに、持続可能な物流や事業継続は、従業員の健康が基本にあることを認識したという。また同社では、健康飲料「ヤクルト」製品の配送などを行っており、ヤクルトを輸送する冷蔵車にはヤクルトの広告を掲げている



社内全体会議で、「BMI3年チャレンジ」で好成績を取った従業員への表彰を行った

「以前は、再検査を呼びかけても受診を渋る従業員もいましたが、健康経営への取り組みが浸透した現在では、健康に対する意識が向上し、「再検査を受けた方が安心」と考える従業員が増えました。かつて当社では、肥満・高血圧・脂質異常・高血糖のうち3項目で基準値を超えている「3重奏」に該当するドライバーがいましたが、現在では「3重奏」に該当するドライバーはいなくなりました。また健康診断の結果を再検査・要精密検査とされるドライバーも大幅に減少しています。」(谷萩常務)

「ヘルスケアナビシステム」で健康を可視化 健康データを活用して生活改善に導く

同社では深夜シフトもあつたことから、ドライバーは高血圧・高血糖・脂質異常・高血糖のうち、3項目も超える人が多く、健康診断を実施しており、健康診断率は毎年100%となっている。

さらに、ドライバーの健康状態の可視化を図るため、トラック運送事業者向けに特化した健康支援システム「運輸ヘルスケアナビシステム」を導入した。このシステムでは、健康データを活用して、ハイリスク者に対して受診勧奨を実施している。また、健康データを活用して、ハイリスク者に対して受診勧奨を実施している。また、健康データを活用して、ハイリスク者に対して受診勧奨を実施している。

「以前は、再検査を呼びかけても受診を渋る従業員もいましたが、健康経営への取り組みが浸透した現在では、健康に対する意識が向上し、「再検査を受けた方が安心」と考える従業員が増えました。かつて当社では、肥満・高血圧・脂質異常・高血糖のうち3項目で基準値を超えている「3重奏」に該当するドライバーがいましたが、現在では「3重奏」に該当するドライバーはいなくなりました。また健康診断の結果を再検査・要精密検査とされるドライバーも大幅に減少しています。」(谷萩常務)

「以前は、再検査を呼びかけても受診を渋る従業員もいましたが、健康経営への取り組みが浸透した現在では、健康に対する意識が向上し、「再検査を受けた方が安心」と考える従業員が増えました。かつて当社では、肥満・高血圧・脂質異常・高血糖のうち3項目で基準値を超えている「3重奏」に該当するドライバーがいましたが、現在では「3重奏」に該当するドライバーはいなくなりました。また健康診断の結果を再検査・要精密検査とされるドライバーも大幅に減少しています。」(谷萩常務)

「以前は、再検査を呼びかけても受診を渋る従業員もいましたが、健康経営への取り組みが浸透した現在では、健康に対する意識が向上し、「再検査を受けた方が安心」と考える従業員が増えました。かつて当社では、肥満・高血圧・脂質異常・高血糖のうち3項目で基準値を超えている「3重奏」に該当するドライバーがいましたが、現在では「3重奏」に該当するドライバーはいなくなりました。また健康診断の結果を再検査・要精密検査とされるドライバーも大幅に減少しています。」(谷萩常務)

## 安全運行のオアシス トラックステーション

全国23か所のトラックステーション(TS)は、トラックドライバーの安全運行を支える、長距離運行に欠かせない休憩施設です。

各施設の運営時間・概要・周辺地図は JTA 全日本トラック協会のHPに掲載

名称	所在地	電話番号	駐車台数	名称	所在地	電話番号	駐車台数
● 札幌	北海道札幌市厚別区厚別東5条1-1-2	011-897-9101	39	● 亀山	三重県亀山市小野町坂口586-4	0595-82-3935	82
● 苫小牧	北海道苫小牧市トナイ北11-11-33	0144-55-7491	63	● 彦根	滋賀県彦根市島原本町字ひさ満2337-1	0749-26-0156	45
● 仙台	宮城県仙台市宮城野区宮竹4-1-15	022-232-9336	39	● 大阪	大阪府堺市木津元町20-1	072-832-2362	80
● 白河の関	福島県白河郡泉崎村大字泉崎字夏計15-1	0248-21-7167	45	● 奈良・針	奈良県奈良市針町487-1	0743-82-0622	60
● 茨城	茨城県小美玉市西郷地字新田1390	0299-48-3455	30	● 岡山	岡山県岡山市中区倉富285-19	086-277-4055	37
● 矢板	栃木県矢板市之畑440-2	0287-48-1919	46	● 尾道	広島県尾道市高須町字久保21193-3	0848-46-1882	37
● 大宮	埼玉県さいたま市西区三橋6-699-1	048-623-6815	41	● 三次	広島県三次市西瀬原町1468	0824-63-0025	30
● 東神	神奈川県大和市上草柳588	046-261-1100	97	● 北九州	福岡県北九州小倉北区東港1-3	093-581-5031	70
● 新潟	新潟県新潟市西区山田196-1	025-233-6961	52	● 鳥橋	佐賀県鳥橋市永吉町617-1	0942-83-7035	48
● 金沢	石川県金沢市千木町丸21-1	076-257-2755	56	● 諫早	長崎県諫早市貝津町1051-12	0957-26-8228	45
● 浜松	静岡県浜松市中央区流通元町2-3	053-421-5311	116	● 大分	大分県大分市大字上戸次字宇土ノ口6045-2	097-597-6233	43
● 名古屋	愛知県名古屋港区藤原3-601	052-303-2188	97				

※駐車台数は大型車とトレーラの台数の合計。なお、諫早TSは45台の中型車を含む。

## 相棒は、大切に作るもんだ。

純正ブランドメーカーとの直接取引 / 愛車に優しい低燃費フィルター / 最高の製品をベストプライスで!!

技術で夢を「カタチ」にする会社

ピーコックエレメント製造株式会社

〒140-0004 東京都品川区南品川4-15-4  
TEL 03-3458-0891  
MAIL info@pgf-japan.com  
HP https://www.pgf-japan.com/







# 一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃

令和6年3月22日告示

## I. 距離制運賃表

### 北海道運輸局

(単位:円)

キロ程	車種別	小型車 (2トンクラス)	中型車 (4トンクラス)	大型車 (10トンクラス)	トレーラー (20トンクラス)
北海道運輸局	10km	13,220	15,340	20,190	25,740
	20km	14,930	17,340	23,000	29,550
	30km	16,640	19,340	25,810	33,350
	40km	18,340	21,340	28,620	37,160
	50km	20,050	23,330	31,430	40,960
	60km	21,760	25,330	34,240	44,770
	70km	23,470	27,330	37,040	48,570
	80km	25,180	29,330	39,850	52,380
	90km	26,890	31,330	42,660	56,180
	100km	28,600	33,330	45,470	59,990
	110km	30,290	35,280	48,170	63,640
	120km	31,980	37,230	50,870	67,290
	130km	33,670	39,180	53,580	70,940
	140km	35,360	41,140	56,280	74,590
	150km	37,050	43,090	58,980	78,240
	160km	38,730	45,040	61,680	81,890
	170km	40,420	47,000	64,380	85,540
	180km	42,110	48,950	67,080	89,190
	190km	43,800	50,900	69,790	92,840
	200km	45,490	52,850	72,490	96,490
200kmを超えて500kmまで20kmを増すごとに加算する金額		3,350	3,860	5,310	7,170
500kmを超えて50kmを増すごとに加算する金額		8,380	9,650	13,270	17,920

### 東北運輸局

(単位:円)

キロ程	車種別	小型車 (2トンクラス)	中型車 (4トンクラス)	大型車 (10トンクラス)	トレーラー (20トンクラス)
東北運輸局	10km	13,180	15,360	19,930	25,570
	20km	14,890	17,360	22,720	29,350
	30km	16,590	19,360	25,500	33,130
	40km	18,290	21,350	28,280	36,920
	50km	19,990	23,350	31,060	40,700
	60km	21,700	25,340	33,840	44,480
	70km	23,400	27,340	36,630	48,260
	80km	25,100	29,340	39,410	52,040
	90km	26,800	31,330	42,190	55,820
	100km	28,510	33,330	44,970	59,600
	110km	30,190	35,280	47,650	63,230
	120km	31,870	37,230	50,330	66,860
	130km	33,550	39,180	53,010	70,490
	140km	35,230	41,120	55,690	74,120
	150km	36,910	43,070	58,360	77,740
	160km	38,600	45,020	61,040	81,370
	170km	40,280	46,970	63,720	85,000
	180km	41,960	48,920	66,400	88,630
	190km	43,640	50,870	69,080	92,260
	200km	45,320	52,820	71,760	95,890
200kmを超えて500kmまで20kmを増すごとに加算する金額		3,340	3,850	5,260	7,120
500kmを超えて50kmを増すごとに加算する金額		8,340	9,630	13,160	17,810

### 関東運輸局

(単位:円)

キロ程	車種別	小型車 (2トンクラス)	中型車 (4トンクラス)	大型車 (10トンクラス)	トレーラー (20トンクラス)
関東運輸局	10km	15,790	18,190	23,060	29,070
	20km	17,710	20,430	26,110	33,160
	30km	19,630	22,660	29,160	37,240
	40km	21,550	24,890	32,200	41,320
	50km	23,480	27,130	35,250	45,400
	60km	25,400	29,360	38,300	49,480
	70km	27,320	31,590	41,340	53,570
	80km	29,240	33,830	44,390	57,650
	90km	31,160	36,060	47,440	61,730
	100km	33,080	38,290	50,480	65,810
	110km	35,010	40,500	53,450	69,770
	120km	36,930	42,710	56,410	73,720
	130km	38,850	44,920	59,370	77,680
	140km	40,770	47,120	62,330	81,640
	150km	42,690	49,330	65,300	85,590
	160km	44,620	51,540	68,260	89,550
	170km	46,540	53,740	71,220	93,500
	180km	48,460	55,950	74,190	97,460
	190km	50,380	58,160	77,150	101,420
	200km	52,300	60,360	80,110	105,370
200kmを超えて500kmまで20kmを増すごとに加算する金額		3,830	4,380	5,850	7,800
500kmを超えて50kmを増すごとに加算する金額		9,580	10,950	14,620	19,490

I.距離制運賃表

北陸信越運輸局

(単位：円)

キロ程	車種別	小型車	中型車	大型車	トレーラー
		(2トンクラス)	(4トンクラス)	(10トンクラス)	(20トンクラス)
北陸信越運輸局	10km	13,800	15,900	20,690	26,240
	20km	15,550	17,940	23,530	30,070
	30km	17,310	19,980	26,380	33,910
	40km	19,060	22,020	29,220	37,740
	50km	20,810	24,060	32,060	41,580
	60km	22,560	26,100	34,900	45,410
	70km	24,310	28,140	37,750	49,240
	80km	26,070	30,180	40,590	53,080
	90km	27,820	32,220	43,430	56,910
	100km	29,570	34,260	46,270	60,740
	110km	31,310	36,260	49,020	64,430
	120km	33,040	38,260	51,760	68,120
	130km	34,780	40,250	54,500	71,810
	140km	36,510	42,250	57,240	75,500
	150km	38,250	44,250	59,990	79,190
	160km	39,980	46,250	62,730	82,880
	170km	41,720	48,250	65,470	86,570
	180km	43,460	50,250	68,220	90,260
	190km	45,190	52,250	70,960	93,940
	200km	46,930	54,250	73,700	97,630
200kmを超えて500kmまで20kmを増すごとに加算する金額		3,450	3,950	5,400	7,250
500kmを超えて50kmを増すごとに加算する金額		8,620	9,890	13,490	18,130

中部運輸局

(単位：円)

キロ程	車種別	小型車	中型車	大型車	トレーラー
		(2トンクラス)	(4トンクラス)	(10トンクラス)	(20トンクラス)
中部運輸局	10km	14,550	16,770	21,550	27,550
	20km	16,360	18,880	24,460	31,480
	30km	18,170	20,990	27,370	35,420
	40km	19,980	23,100	30,280	39,360
	50km	21,790	25,210	33,200	43,300
	60km	23,600	27,320	36,110	47,240
	70km	25,420	29,430	39,020	51,170
	80km	27,230	31,540	41,930	55,110
	90km	29,040	33,650	44,840	59,050
	100km	30,850	35,760	47,750	62,990
	110km	32,660	37,830	50,580	66,790
	120km	34,460	39,910	53,400	70,590
	130km	36,270	41,990	56,220	74,390
	140km	38,080	44,070	59,040	78,190
	150km	39,880	46,150	61,870	81,990
	160km	41,690	48,220	64,690	85,790
	170km	43,490	50,300	67,510	89,600
	180km	45,300	52,380	70,330	93,400
	190km	47,100	54,460	73,160	97,200
	200km	48,910	56,530	75,980	101,000
200kmを超えて500kmまで20kmを増すごとに加算する金額		3,600	4,120	5,560	7,480
500kmを超えて50kmを増すごとに加算する金額		8,990	10,300	13,910	18,700

近畿運輸局

(単位：円)

キロ程	車種別	小型車	中型車	大型車	トレーラー
		(2トンクラス)	(4トンクラス)	(10トンクラス)	(20トンクラス)
近畿運輸局	10km	15,060	17,060	22,070	27,890
	20km	16,920	19,190	25,020	31,870
	30km	18,780	21,330	27,980	35,840
	40km	20,630	23,460	30,940	39,810
	50km	22,490	25,600	33,900	43,780
	60km	24,350	27,730	36,850	47,760
	70km	26,200	29,870	39,810	51,730
	80km	28,060	32,000	42,770	55,700
	90km	29,920	34,140	45,730	59,670
	100km	31,770	36,280	48,680	63,650
	110km	33,620	38,380	51,550	67,490
	120km	35,470	40,490	54,420	71,330
	130km	37,320	42,600	57,290	75,170
	140km	39,170	44,700	60,160	79,010
	150km	41,020	46,810	63,030	82,850
	160km	42,870	48,920	65,890	86,690
	170km	44,720	51,030	68,760	90,530
	180km	46,570	53,130	71,630	94,370
	190km	48,420	55,240	74,500	98,210
	200km	50,270	57,350	77,370	102,050
200kmを超えて500kmまで20kmを増すごとに加算する金額		3,680	4,180	5,650	7,560
500kmを超えて50kmを増すごとに加算する金額		9,210	10,450	14,130	18,900

中国運輸局

(単位：円)

キロ程	車種別	小型車	中型車	大型車	トレーラー
		(2トンクラス)	(4トンクラス)	(10トンクラス)	(20トンクラス)
中国運輸局	10km	13,850	16,160	21,030	26,410
	20km	15,610	18,220	23,900	30,260
	30km	17,360	20,280	26,770	34,110
	40km	19,120	22,330	29,640	37,950
	50km	20,870	24,390	32,510	41,800
	60km	22,630	26,450	35,380	45,650
	70km	24,380	28,510	38,250	49,500
	80km	26,140	30,570	41,120	53,340
	90km	27,900	32,630	43,990	57,190

キロ程	車種別	小型車	中型車	大型車	トレーラー
		(2トンクラス)	(4トンクラス)	(10トンクラス)	(20トンクラス)
中国運輸局	100km	29,650	34,690	46,860	61,040
	110km	31,400	36,710	49,630	64,740
	120km	33,140	38,730	52,390	68,450
	130km	34,880	40,750	55,160	72,160
	140km	36,630	42,770	57,930	75,860
	150km	38,370	44,790	60,700	79,570
	160km	40,110	46,810	63,470	83,270
	170km	41,860	48,830	66,240	86,980
	180km	43,600	50,850	69,010	90,690
	190km	45,340	52,870	71,780	94,390
	200km	47,090	54,890	74,550	98,100
	200kmを超えて500kmまで20kmを増すごとに加算する金額	3,470	4,000	5,450	7,290
	500kmを超えて50kmを増すごとに加算する金額	8,670	9,990	13,620	18,220

四国運輸局

(単位：円)

キロ程	車種別	小型車	中型車	大型車	トレーラー
		(2トンクラス)	(4トンクラス)	(10トンクラス)	(20トンクラス)
四国運輸局	10km	13,180	15,690	20,470	26,010
	20km	14,880	17,710	23,290	29,820
	30km	16,580	19,730	26,120	33,640
	40km	18,280	21,750	28,940	37,450
	50km	19,980	23,770	31,760	41,270
	60km	21,680	25,790	34,590	45,080
	70km	23,380	27,810	37,410	48,890
	80km	25,080	29,830	40,240	52,710
	90km	26,780	31,850	43,060	56,520
	100km	28,480	33,870	45,880	60,330
	110km	30,170	35,890	48,700	64,140
	120km	31,860	37,910	51,520	67,950
	130km	33,550	39,930	54,340	71,760
	140km	35,230	41,950	57,160	75,570
	150km	36,920	43,970	59,980	79,380
	160km	38,610	45,990	62,800	83,190
	170km	40,300	48,010	65,620	87,000
	180km	41,990	49,990	68,440	90,810
	190km	43,670	51,970	71,260	94,620
	200km	45,360	53,950	74,080	98,430
200kmを超えて500kmまで20kmを増すごとに加算する金額	3,360	3,910	5,350	7,190	
500kmを超えて50kmを増すごとに加算する金額	8,390	9,770	13,360	17,990	

九州運輸局

(単位：円)

キロ程	車種別	小型車	中型車	大型車	トレーラー
		(2トンクラス)	(4トンクラス)	(10トンクラス)	(20トンクラス)
九州運輸局	10km	13,450	15,730	20,470	26,120
	20km	15,170	17,750	23,290	29,940
	30km	16,890	19,780	26,110	33,750
	40km	18,610	21,800	28,930	37,570
	50km	20,330	23,820	31,750	41,390
	60km	22,050	25,840	34,580	45,210
	70km	23,770	27,870	37,400	49,020
	80km	25,490	29,890	40,220	52,840
	90km	27,210	31,910	43,040	56,660
	100km	28,930	33,930	45,860	60,470
	110km	30,630	35,910	48,680	64,280
	120km	32,340	37,900	51,500	68,090
	130km	34,050	39,880	54,320	71,900
	140km	35,750	41,860	57,140	75,710
	150km	37,460	43,840	59,960	79,520
	160km	39,170	45,820	62,780	83,330
	170km	40,870	47,800	65,600	87,140
	180km	42,580	49,780	68,420	90,950
	190km	44,290	51,760	71,240	94,760
	200km	45,990	53,740	74,060	98,570
200kmを超えて500kmまで20kmを増すごとに加算する金額	3,390	3,920	5,350	7,210	
500kmを超えて50kmを増すごとに加算する金額	8,480	9,800	13,380	18,020	

沖縄総合事務局

(単位：円)

キロ程	車種別	小型車	中型車	大型車	トレーラー
		(2トンクラス)	(4トンクラス)	(10トンクラス)	(20トンクラス)
沖縄総合事務局	5km	11,600	13,430	17,670	22,870
	10km	12,410	14,380	19,020	24,720
	20km	14,050	16,300	21,720	28,430
	30km	15,680	18,210	24,430	32,140
	40km	17,320	20,130	27,140	35,840
	50km	18,960	22,040	29,840	39,550
	60km	20,600	23,960	32,550	43,260
	70km	22,240	25,870	35,250	46,970
	80km	23,870	27,790	37,960	50,680
	90km	25,510	29,710	40,670	54,390
	100km	27,150	31,620	43,370	58,100
	110km	28,770	33,490	45,970	61,810
	120km	30,380	35,360	48,570	65,520
	130km	32,000	37,230	51,170	69,230
	140km	33,610	39,090	53,770	72,940
	150km	35,230	40,960	56,370	76,650
	160km	36,840	42,830	58,970	80,360
	170km	38,460	44,700	61,570	84,070
	180km	40,070	46,570	64,170	87,780
	190km	41,690	48,430	66,770	91,490
200km	43,300	50,300	69,370	95,200	
200kmを超えて10kmを増すごとに加算する金額	1,600	1,850	2,560	3,480	

II.時間制運賃表

(単位:円)

種別			車種別 局別	小型車 (2トンクラス)	中型車 (4トンクラス)	大型車 (10トンクラス)	トレーラー (20トンクラス)
基礎額	8時間制	基礎走行キロ 小型車は100km 小型車以外のもの130km	北海道	33,250	39,840	53,240	68,890
			東北	33,160	39,880	52,610	68,440
			関東	39,380	46,640	60,090	76,840
			北陸信越	34,630	41,160	54,400	70,020
			中部	36,390	43,230	56,440	73,120
			近畿	37,640	43,920	57,690	73,970
			中国	34,740	41,760	55,200	70,430
			四国	33,140	40,640	53,870	69,470
			九州	33,770	40,740	53,860	69,700
	沖縄	31,310	37,550	50,420	66,390		
	4時間制	基礎走行キロ 小型車は50km 小型車以外のもの60km	北海道	19,950	23,900	31,940	41,330
			東北	19,900	23,930	31,570	41,060
			関東	23,630	27,980	36,050	46,100
			北陸信越	20,780	24,700	32,640	42,010
			中部	21,830	25,940	33,860	43,870
			近畿	22,580	26,350	34,610	44,380
			中国	20,840	25,060	33,120	42,260
			四国	19,880	24,380	32,320	41,680
九州			20,260	24,440	32,320	41,820	
沖縄	18,790	22,530	30,250	39,830			
加算額	基礎走行キロを超える場合は、 10kmを増すごとに	北海道	350	410	630	930	
		東北	340	410	630	920	
		関東	350	410	630	930	
		北陸信越	340	410	630	920	
		中部	340	410	630	920	
		近畿	340	410	630	920	
		中国	340	410	630	920	
		四国	340	410	630	920	
		九州	340	400	630	920	
		沖縄	340	410	630	920	
		基礎作業時間を超える場合は、1 時間を増すごとに(4時間制の場 合であって、午前午後をわた る場合は、正午から起算した時間 により加算額を計算する。)	北海道	2,790	2,930	3,150	3,700
			東北	2,780	2,910	3,130	3,680
	関東		3,710	3,890	4,180	4,920	
	北陸信越		2,990	3,140	3,380	3,970	
	中部		3,310	3,480	3,740	4,400	
	近畿		3,430	3,600	3,870	4,550	
	中国	3,060	3,210	3,450	4,060		
	四国	2,890	3,030	3,260	3,830		
九州	2,940	3,090	3,320	3,900			
沖縄	2,550	2,680	2,880	3,380			

III.個建運賃

運送区間ごとに最低積載個数又は重量のいずれか及びこれらに基づく最低保証料を設定した上で、次の式により算出した1個又は1重量あたりの運賃を適用することができる。  
(車種別のキロ程に応じた距離制運賃又は車種別の時間制運賃のいずれか及びこれらの運賃に付随する料金) ÷ [(最大積載個数又は重量) × 基準積載率(〇〇%)]  
※〇〇は、各運送事業者において設定するものとする。

IV.運賃割増率

【速達割増等】  
次の(1)又は(2)に該当する貨物の運送契約をする場合には、当該(1)又は(2)に掲げる割増率を適用することができる。ただし、(1)の割増率を適用する場合においても、VIIIに定める有料道路利用料は別に実費として収受するものとする。  
(1)通常想定される配達予定日時よりも早く配達を希望した場合 ○割  
(2)有料道路の利用が認められない場合 有料道路を代替する一般道のキロ程に応じた運賃について○割以上  
※〇は、各運送事業者において設定するものとする。  
※(1)については、積み合わせを前提として、荷主が十分なリードタイムを確保可能な配達を希望した場合には、○割を割り引いた運賃を設定することができる。

【特殊車両割増】

冷蔵車・冷凍車	小型車、中型車、大型車又はトレーラーの2割	
海上コンテナ輸送車	トレーラーの4割	
セメントバルク車	大型車又はトレーラーの2割	
ダンプ車	大型車の2割	
コンクリートミキサー車	大型車の2割	
タンク車	石油製品輸送車	大型車又はトレーラーの3割
	化成品輸送車	大型車又はトレーラーの4割
	高圧ガス輸送車	大型車又はトレーラーの5割以上

※高圧ガス輸送車については、内容物に対応したタンク仕様により車両本体価格が高額となる場合があることから、5割以上とした。

【休日割増】 日曜祝祭日に運送した距離に限る 2割

【深夜・早朝割増】 午後10時から午前5時までに運送した距離に限る 2割

V.待機時間料

時間	小型車 (2トンクラス)	中型車 (4トンクラス)	大型車 (10トンクラス)	トレーラー (20トンクラス)
30分を超える場合において30分までごとに発生する金額	1,680円	1,760円	1,890円	2,220円
VIに定める積込料・取卸料の適用時間と併せて2時間を超える場合において30分までごとに発生する金額	2,010円	2,110円	2,270円	2,670円

VI.積込料、取卸料、附帯業務料

【積込料・取卸料】

時間/内容	小型車 (2トンクラス)	中型車 (4トンクラス)	大型車 (10トンクラス)	トレーラー (20トンクラス)	
30分までごとに発生する金額	フォークリフト又はトラック搭載型クレーンを使用した場合	2,080円	2,180円	2,340円	2,750円
	手積みの場合	2,000円	2,100円	2,260円	2,650円
Vに定める待機時間料の適用時間と併せて2時間を超える場合において30分までごとに発生する金額	フォークリフト又はトラック搭載型クレーンを使用した場合	2,490円	2,610円	2,810円	3,300円
	手積みの場合	2,400円	2,520円	2,710円	3,180円

【附帯業務料】  
附帯業務を行った場合には、運賃とは別に実費として収受

VII.利用運送手数料

運賃の10%を当該運賃とは別に収受

VIII.有料道路利用料

有料道路を利用した区間の料金を別に定めるところにより収受

IX.その他実費として収受すべき費用

フェリー利用料、特殊車両通行関係費用、中継輸送における施設使用料その他の費用が発生した場合には、運賃とは別に実費として収受

X.燃料サーチャージ

1. 以下の算出方法に基づいて算出するものとする。  
基準価格: 120.00円/L (※)  
改定の刻み幅: 5.00円/L  
改定条件: 改定の刻み幅5.00円/Lの幅で軽油価格が変動した時点で、翌月から改定する。  
廃止条件: 軽油価格が120.00円/Lを下回った時点で、翌月から廃止する。  
計算式:  
(距離制運賃) 走行距離(km) ÷ 車両燃費(km/L) × 算出上の燃料価格上昇額(円/L)  
(時間制運賃) 平均走行距離(km) ÷ 車両燃費(km/L) × 算出上の燃料価格上昇額(円/L)  
(個建運賃) 1個又は1重量あたりの運賃の算出にあたって用いた距離制運賃又は時間制運賃の計算式に準ずる。  
※標準的な運賃の設定に係る原価計算においては、燃料費を120.00円/Lとして算出していることから、燃料サーチャージの基準価格も120.00円/Lとして設定している。各運送事業者が燃料サーチャージを導入する際は、「トラック運送業における燃料サーチャージ緊急ガイドライン」(平成24年5月16日最終改定)も参考にしつつ、当該運送事業者が自社の運賃の設定に係る原価計算において基準とした燃料費を燃料サーチャージの基準価格として設定することが望ましい。

2. 燃料サーチャージの改定条件と算出上の燃料価格上昇額テーブルは下表のとおりとする。

調達している軽油価格	燃料サーチャージ 算出上の代表価格	燃料サーチャージ 算出上の燃料価格上昇額
基準価格	120.00円/L	-
~ 120.00円/L		廃止
120.00超~125.00円/L	122.50円/L	2.50円/L
125.00超~130.00円/L	127.50円/L	7.50円/L
130.00超~135.00円/L	132.50円/L	12.50円/L
135.00超~140.00円/L	137.50円/L	17.50円/L
140.00超~145.00円/L	142.50円/L	22.50円/L
145.00超~150.00円/L	147.50円/L	27.50円/L
150.00超~155.00円/L	152.50円/L	32.50円/L
155.00超~160.00円/L	157.50円/L	37.50円/L
160.00超~165.00円/L	162.50円/L	42.50円/L
165.00超~170.00円/L	167.50円/L	47.50円/L
170.00超~175.00円/L	172.50円/L	52.50円/L
175.00超~180.00円/L	177.50円/L	57.50円/L
180.00超~185.00円/L	182.50円/L	62.50円/L
185.00超~190.00円/L	187.50円/L	67.50円/L
190.00超~195.00円/L	192.50円/L	72.50円/L
195.00超~200.00円/L	197.50円/L	77.50円/L
200.00超~205.00円/L	202.50円/L	82.50円/L

※算出上の代表価格は、刻み幅の中間値とした。  
※算出上の燃料価格上昇額は、(算出上の代表価格-基準価格)とした。  
※軽油価格が205.00円/Lを上回った場合は、改定の刻み幅5.00円/Lの幅で算出上の代表価格及び算出上の燃料価格上昇額を算出するものとする。

3. サーチャージ額算出のための車両燃費は以下のとおりとする。

車種	燃費
小型車(2トンクラス)	〇〇km/L
中型車(4トンクラス)	〇〇km/L
大型車(10トンクラス)	〇〇km/L
トレーラー(20トンクラス)	〇〇km/L

※〇〇は、各運送事業者において設定するものとする。  
4. 時間制運賃の場合のサーチャージ額算出のための条件(平均走行距離)は以下のとおりとする。

車種	8時間制	4時間制
小型車(2トンクラス)	100km	50km
中型車(4トンクラス)	130km	60km
大型車(10トンクラス)	130km	60km
トレーラー(20トンクラス)	130km	60km

5. 端数処理  
端数処理として、円単位に小数を切り上げる。

XI.その他

この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、別に定める。